契約申込・契約締結日
□□□□年□□月□□日

□お申込み内容
□ご契約いただいた内容

ご契約No.

注文者（お客様）
（ご 住 所）
（ご 氏 名）　様　（以下甲という）

請負者　（住　所）
（会 社 名）　〒263-0001 千葉県千葉市緑区鎌沼町 286-1
TEL. (043) 258-0971 FAX. (043) 258-0912
（代表者名）　株式会社ウッディホーム
（電話番号）　代表取締役社長 細木 正盛　（以下乙という）

請負代金
※代金表示の先頭には必ず 金 を記入すること
□□□□□□□□□円（税込）

工事代金　円　消費税(10%)　円

工事件名						
対象商品						
メーカー名						別紙見積参照
数　量						
現場住所						
工事内容						
工事期間	着工 □□□□年	□□月	□□日			
	完成 □□□□年	□□月	□□日			
引渡日	□□□□年	□□月	□□日			
契約形態	1.基本契約　2.追加　3.変更　4.その他（　　）					
契約金	□□□□年	□□月	□□日		円	集金・振込・ローン
着手金	□□□□年	□□月	□□日		円	集金・振込・ローン
中間金	□□□□年	□□月	□□日		円	集金・振込・ローン
最終金	□□□□年	□□月	□□日		円	集金・振込・ローン
合　計					円	

お申込内容通りに契約する場合は、この書面は、ご契約いただいた内容を明らかにする書面ともなります。
大切に保管してください。

（融資利用の特約）
第1条　注文者は、建築請負代金の一部に表記の融資金を利用する場合、速やかにその融資の申込み手続きを行います。
2　前項の融資が否認された場合、請負者は注文者との本契約を解除する事ができます。
3　前項により本契約が解除された場合、前2項にかかわらず、請負者は受領済の代金を無利子で、速やかに注文者に返還するものとします。

契約の申込または締結を担当した者、連絡先
（氏名）　（電話番号）

①お客様控

収入印紙

工事請負契約書

（工事内容追加変更確認書）

□□□□年□□月□□日

ご契約No.

発注者及び請負者は、この工事請負契約書及び別紙の
工事請負契約約款に基づき、工事請負契約書を締結します。

注文者（お客様）

（ご住所）

（ご氏名）　　様　印　（以下甲という）

請負者　（住　所）

（会社名）　〒263-0001　千葉県千葉市稲毛区穴沼原町 286-1

（代表者名）　TEL.(043) 258-0971　FAX.(043) 258-0912

（電話番号）　株式会社ウッディホーム

代表取締役社長　細木　正盛　（以下乙という）

請負代金
※代金表示の先頭には必ず
金を記入すること

□□□□□□□□□円（税込）

工事代金　　円　消費税(10%)　　円

工事件名						
対象商品					別紙見積参照	
メーカー名						
数量						
現場住所						
工事内容						
工事期間	着工	□□□□年	□□月	□□日		
	完成	□□□□年	□□月	□□日		
引渡日		□□□□年	□□月	□□日		
契約形態	1.基本契約　2.追加　3.変更　4.その他（　　）					
契約金	□□□□年	□□月	□□日	□□□□□□□□円		集金・振込・ローン
着手金	□□□□年	□□月	□□日	□□□□□□□□円		集金・振込・ローン
中間金	□□□□年	□□月	□□日	□□□□□□□□円		集金・振込・ローン
最終金	□□□□年	□□月	□□日	□□□□□□□□円		集金・振込・ローン
合計				□□□□□□□□円		

備考	工事中のご意見・ご要望は お客様サポートセンター 0120-974-231

（融資利用の特約）

第1条　注文者は、建築請負代金の一部に表記の融資金を利用する場合、速やかにその融資の申込み手続きを行います。

2　前項の融資が否認された場合、請負者は注文者との本契約を解除する事ができます。

3　前項により本契約が解除された場合、前2項にかかわらず、請負者は受領した代金を無利子で、速やかに注文者に返還するものとします。

※個人情報保護法に関することは、別紙に記載してあります。

③お客様控

契約申込・契約締結日

□□□□年□□月□□日

□お申込み内容
□ご契約いただいた内容

ご契約No.

注文者（お客様）

（ご住所）

（ご氏名）　　様　（以下甲という）

請負者（住　所）

（会社名）

（代表者名）

（電話番号）

〒263-0001 千葉県千葉市稲毛区長沼原町 286-1
TEL (043) 258-0971 FAX. (043) 258-0912
株式会社ウッディホーム
代表取締役社長 細木 正盛　（以下乙という）

請負代金
※代金表示の先頭には必ず金を記入すること

□□□□□□□□□円（税込）

工事代金　　円　消費税（10%）　　円

工事件名					
対象商品					別紙見積参照
メーカー名					
数量					
現場住所					
工事内容					
工事期間	着工	□□□□年	□□月	□□日	
	完成	□□□□年	□□月	□□日	
引渡日		□□□□年	□□月	□□日	
契約形態	1.基本契約	2.追加	3.変更	4.その他（　　）	
契約金	□□□□年	□□月	□□日	円	集金・振込・ローン
着手金	□□□□年	□□月	□□日	円	集金・振込・ローン
中間金	□□□□年	□□月	□□日	円	集金・振込・ローン
最終金	□□□□年	□□月	□□日	円	集金・振込・ローン
合計				円	

お申込内容通りに契約する場合は、この書面は、ご契約いただいた内容を明らかにする書面ともなります。
大切に保管してください。

（融資利用の特約）

第1条　注文者は、建築請負代金の一部に表記の融資金を利用する場合、速やかにその融資の申込み手続きを行います。
2　前項の融資が否認された場合、請負者は注文者との本契約を解除する事ができます。
3　前項により本契約が解除された場合、前2項にかかわらず、請負者は受領済の代金を無利子で、速やかに注文者に返還するものとします。

契約の申込または締結を担当した者、連絡先
（氏名）　　（電話番号）

②請負者控

お申込み時・ご契約時の注意

① お客様が請負者の店舗以外の場所でお申込み又はご契約された場合、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます）の適用を受ける場合、本書面を受領した日を含む8日間は、[illegible]を行なうことができ、その効力は、書面を発信したとき（発信主義）より生じます。

② 上記①の記載に関わらず、お客様が、請負者が特定商取引法第6条第1項の規定に違反して本申込みの撤回又は契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認し、又は請負者が特定商取引法第6条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって本申込みの撤回又は契約の解除を行わなかった場合には、[illegible]は、書面を発信したとき（発信主義）より生じます。

③ 上記①及び②による撤回、解除の場合、お客様は既に行われた工事につき費用の負担はなく、また、既に工事代金を支払っている場合は、速やかに、その全額の払い戻しを受けることができます。また、工事に使用する商品がお客様に引渡しがなされている時は、その引き取りに要する費用は請負者の負担とします。さらに、建物等の現状回復を無償で行うよう求めることができます。なお、お客様が本申込みの撤回又は契約の解除に伴い請負者から損害賠償又は違約金の請求を受けることはありません。

④ 商品を使用し、又は権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。又、役務の提供を受け又は施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。

⑤ ご契約時に締結する工事請負契約書には、次のとおり「契約内容に適合しない場合の請負者の責任に関する定め」が記載されております。

第18条（契約不適合責任）

第1項 甲は、引渡しを受けた本目的物が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないとき（以下「契約不適合」という。）、[illegible]は、乙に対し、相当の期間を定めて本契約の目的物の修補による履行の追完請求をすることができるものとする。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法により修補することができる。また、契約不適合が重要でなく、かつ、修補に過分の費用を要するときは、甲は修補を求めることができない。

第2項 前項に基づき甲が修補請求をした場合において、相当の期間内にこの修補を行わないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて、請負代金の減額を請求することができる。

第3項 前項の規定にかかわらず、第1項本文に定める場合において、次の各号に該当するときは、甲は、直ちに請負代金の減額を請求することができるものとする。

(1) 修補が不可能であるとき。（2）第1項但書規定により修補を求めることができないとき。

(3) 乙が修補を拒絶する意思を明確に表示したとき。（4）乙が修補を行う見込みが無いことが明らかであるとき。

第4項 前項による請負代金の減額は、原則として契約不適合に係る修補費用を基準として行うものとし、甲が修補を求めることができないときその他修補費用の算定が困難であるときは、請負代金内訳書の単価を基準に算定した契約不適合による価値減額分を基準として行う。

第5項 甲は、引渡しを受けた本契約の目的物の契約不適合により損害を被ったときは、乙にその損害の賠償を請求することができる。ただし、当該契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することのできない事由によるものであるときはこの限りではない。

第6項 甲は、別紙の保証書に定める保証期間内に契約不適合の通知をしなかったときは、乙に対し、その契約不適合を理由として、前各項に定める権利その他当該契約不適合に基づく甲の権利を行使することができないものとする。

⑥ ご契約時に締結する工事請負契約書には、次のとおり契約の解除に関する定めが記載されております。

第15条（甲の中止・解除権）

甲は、契約締結後工事完成前までは、乙に書面により通知することにより、工事を中止し、又は契約を解除することができるものとし、これによって生じる乙の損害（それまでに要した費用及び逸失利益を含むがこれに限られない。）を賠償するものとする。

第16条（乙の中止または解除権）

第1項 乙は、以下のいずれかに該当する場合には、工事を中止し、又は契約を解除することができる。

(1) 甲が請負代金の支払を遅滞し、甲が相当の期間を定めて催告しても履行しないとき
(2) 乙の責に帰しえない事由による工事の遅延または中止期間が工期の3分の1以上又は1ヶ月以上になったとき
(3) 甲が工事内容を著しく減少したため、請負代金が3分の1以上減少したとき
(4) 甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が困難となったとき
(5) 甲が請負代金の支払い能力を欠くことが明らかとなったとき
(6) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋その他の反社会的勢力に属する、または関係があると認められたとき
(7) その他本契約の履行を阻害する事由が発生したとき

第2項 前項の規定は、受注者の発注者に対する工事遅延分及び注文済工事材料に関する請負代金相当額の請求及び損害賠償の請求を妨げない。

第17条（融資利用）

第1項 甲は、請負代金の一部に充当するため乙の加盟するフランチャイズチェーンの本部（以下「FC本部」という）が指定する金融機関からの融資（以下融資という）を利用する場合、この契約締結後速やかに融資に必要な手続きを行うものとする。

第2項 前項の場合で万一融資の承認が得られないときは、その理由のいかんを問わず、甲乙いずれからでも本契約を解除することができる。この場合、乙が既に受領済の請負代金がある場合は、乙は当該受領済請負代金の全額を無利子で、速やかに甲に返還するものとする。

※「お申込み内容」は、当社が申込みを承認後、「契約の内容を明らかにした書類」となります。
※本書面の内容は重要なものとなりますので、十分にお読み下さい。
※次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。
ア）お客様（注文者）がリフォーム工事請負等を営業用に利用する場合や、お客様（注文者）からのご請求によりご自宅での申込み又は契約を行った場合等
イ）壁紙などの消耗品を使用（最小包装単位）又は、3,000円未満の現金取引

収入印紙

工事請負契約書

（工事内容追加変更確認書）

　　年　　月　　日

ご契約No.

発注者及び請負者は、この工事請負契約書及び別紙の工事請負契約約款に基づき、工事請負契約書を締結します。

注文者（お客様）
（ご住所）
（ご氏名）　　　　　　　　　　　　　様　印　（以下甲という）

請負者（住　所）
（会社名）　〒263-0001 千葉県千葉市稲毛区長沼原町 286-1
（代表者名）　TEL.(043)258-0971　FAX.(043)258-0912
（電話番号）　株式会社ウッディホーム
代表取締役社長　細 木　正 盛　（以下乙という）

請負代金
※代金表示の先頭には必ず ¥ を記入すること
　　　　　　　　円（税込）

工事代金　　　　円　消費税（10%）　　　　円

工事件名							
対象商品							別紙見積参照
メーカー名							
数量							
現場住所							
工事内容							
工事期間	着工	年	月	日			
	完成	年	月	日			
引渡日		年	月	日			
契約形態	1.基本契約	2.追加	3.変更	4.その他（　　　）			
契約金		年	月	日		円	集金・振込・ローン
着手金		年	月	日		円	集金・振込・ローン
中間金		年	月	日		円	集金・振込・ローン
最終金		年	月	日		円	集金・振込・ローン
合計						円	
備考	電話番号 連絡可能な時間 担当者名						

（融資利用の特約）

第1条　注文者は、建築請負代金の一部に表記の融資金を利用する場合、速やかにその融資の申込み手続きを行います。
2　前項の融資が否認された場合、請負者は注文者との本契約を解除する事ができます。
3　前項により本契約が解除された場合、前2項にかかわらず、請負者は受領した代金を無利子で、速やかに注文者に返還するものとします。

※個人情報保護法に関することは、別紙に記載してあります。